

# 「水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令」の 閣議決定について



2023年12月26日、「水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令」が閣議で決定されました。

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準の「大腸菌群数」は、その指標性が低く、より簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことから、よりの確にふん便汚染を捉えることができる衛生微生物指標である「大腸菌数」に2022年4月に見直されました。

この見直しを踏まえ、公共用水域の水質の汚濁を防止するため、排出水についても「大腸菌群数」を定めている水質汚濁防止法施行令と建築基準法施行令に関して、「大腸菌数」に改正されます。概要は下記の通りです。

## ・水質汚濁防止法施行令

生活環境に係る規定項目について 大腸菌群数 → 大腸菌数

## ・建築基準法施行令

浄化槽の汚水処理性能について

大腸菌群数(1立方センチメートルにつき3,000個以下)

→ 大腸菌数(1ミリリットルにつき800コロニー形成単位以下)

これらの政令は、2024年1月4日に公布されており、2025年4月1日から施行されます。

当社では、多くの排水分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 [2023年12月26日付 環境省報道発表資料](#)

環境検査箇所 阪口玲子